貸金庫取引規定書の一部変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。今般、貸金庫規定書の一部 を変更しますので、お知らせいたします。

- 1. 変更内容
- (1) 民法改正への対応 規定の変更に関する条項を追加します。
- (2) 保証人の取り扱い廃止 貸金庫取引時における保証人の取り扱いを廃止します
- 2. 今回改定する規定
 - •貸金庫取引規定書
 - 自動貸金庫取引規定書
 - 自動貸金庫取引規定特約書
- 3. 変更日

2019年11月18日(月)

変更前

【貸金庫取引規定書】

第1条~第7条 (省略)

第8条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定 の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間 をおき、また、保証人を求めることがあります
- (2) (省略)

第9条~第14条(省略)

第15条(保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯 して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場 合も同様とします

以上

【自動貸金庫取引規定書】

第1条~第8条 (省略)

第9条(印章、鍵の喪失時の取扱い)

- (1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合貸金庫の開閉は、当 行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当 の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 省略
- (3) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続き をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保 証人を求めることがあります。

第10条~第16条(省略)

第17条(保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯 して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場 合も同様とします

以上

【自動貸金庫取引規定特約】

1~10 (省略)

- 11. (規定の改定)
- (1) 本規定は、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより 変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- (3) また、適用日以降、借主本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項または新規定を承諾したものとみなします。

以上

変更後

【貸金庫取引規定書】

第1条~第7条 (省略)

第8条 (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定 の手続きをした後に行ってください。
- (2) (省略)

第9条~第14条(省略)

第15条 (規定の変更)

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。 ①お客様の一般の利益に適合する場合
 - ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況 の変化・変動その他の事情に照らして、この規定書の変更 が合理的である場合
- (2) この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後のこの規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。この場合借主は、効力発生日の前日までの間、第11条第1項に従って当行に申し出ることによってこの契約を直ちに解約するることができるものとします。

以上

【自動貸金庫取引規定書】

第1条~第8条 (省略)

第9条(印章、鍵の喪失時の取扱い)

- (1) カード、印章もしくは正鍵を失った場合貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。
- (2) 省略
- (3) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

第10条~第16条(省略)

第17条 (規定の変更)

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ①お客様の一般の利益に適合する場合
 - ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況 の変化・変動その他の事情に照らして、この規定書の変更 が合理的である場合
- (2) この規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後のこの規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。この場合借主は、効力発生日の前日までの間、第11条第1項に従って当行に申し出ることによってこの契約を直ちに解約することができるものとします。

以上

【自動貸金庫取引規定特約】

1~10 (省略)

- 11. (特約の変更)
- (1) 当行は、次の場合に本特約を変更できるものとします。 ①お客様の一般の利益に適合する場合
 - ②前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況 の変化・変動その他の事情に照らして、この規定書の変更 が合理的である場合
- (2) この特約の変更は、変更後の特約の内容及び効力発生日をインターネットその他適当な方法で公表し、効力発生日から変更後のこの規定の特約が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。この場合借主は、効力発生日の前日までの間、第10条第1項に従って、当行に申し出ることによってこの契約を直ちに解約することができるものとします。

以 上